

# 施設利用料金改定のお知らせ

日頃より当施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、消費税及び地方消費税の改定が、令和元年(2019年)10月1日より施行される予定のため、施設の利用料金を下記のとおり改定させていただきます。

## ■ 野球場

区 分	単 位	改定後 (税込) (令和元年10月1日から)	改定前 (税込) (令和元年9月30日まで)
入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツに利用	2時間につき	2,900 円	2,850 円
入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツ以外の催物に利用	2時間につき	5,810 円	5,710 円
入場料を徴収し、又は営利を目的とする催物に利用する場合	2時間につき	58,150 円	57,100 円
入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツに利用 (千葉県立長生の森公園の野球場の入場料を徴収する場合でアマチュアスポーツに利用するときの利用料金の額の範囲は、入場料を徴収し、又は営利を目的とする催物に利用する場合の額の範囲において指定管理者が定める額の十分の一の額以内とする。)	2時間につき	5,800 円	5,710 円
スコアボード	1試合につき	820 円	810 円

## ■ 庭球場

単 位	改定後 (税込) (令和元年10月1日から)	改定前 (税込) (令和元年9月30日まで)
1面1時間につき	650 円	640 円

## ■ ゲートボール場

単 位	改定後 (税込) (令和元年10月1日から)	改定前 (税込) (令和元年9月30日まで)
1面1時間につき	100円 ※料金改定なし	100円

## ■ 多目的広場

単 位	改定後 (税込) (令和元年10月1日から)	改定前 (税込) (令和元年9月30日まで)
全面2時間につき	1,240円	1,220円

※その他詳細に関しましては、管理事務所までお問い合わせください

長生の森公園管理事務所

電話 0475-26-2474